

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について (第十四報) …… 1

- ◆ **保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について(第十四報)(令和4年3月22日現在)(厚生労働省)**

令和4年3月22日（火）、事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について(第十四報)」が、都道府県・市町村保育主管部局宛てに発出されました。

これは、本ニュース No21-54 で既報の政府の基本的対処方針の変更等を踏まえた追記などの修正が行われたものです。主な関連箇所を次ページ以降に抜粋します。

また、本事務連絡では、あわせて、下記の依頼が行われています。

- 卒園式や入園式等の行事の開催に当たっては、問 19*や問 23*の取扱いを徹底していただくこと
- 新年度の児童や新年度の児童や職員の入替り時期に当たっては、新たに利用を始める児童やその保護者に感染防止対策について、丁寧に説明いただくとともに、新規採用職員等への指導の徹底をしていただくこと

※ 問 19 「保護者等が参加する行事について、新型コロナウイルス感染症対策として、どのような配慮が必要か。」

※ 問 23 「『保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛』とあるが、卒園式や入園式など中止や延期が困難なものも含めて中止・自粛をしなければならないのか。」

さらに、各都道府県、市区町村の保育主管部局に対し、「保育所、放課後児童クラブ等の

職員へのワクチン追加接種について」(令和4年2月7日付事務連絡)で依頼しており、引き続き、保育所等の職員の追加接種が円滑に進められるよう、市区町村のワクチン接種担当と連携していただくよう依頼しています。

内容の詳細については、下記ホームページの「96」をご確認ください。

- 厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

Q&A(第十四報)で追加された内容の一部(全保協事務局抜粋)

問 2 保育所等において感染してしまった子どもが出た場合、市区町村はまず何をすべきか。

(略)

- 濃厚接触者の範囲の確認については、市区町村の保育担当部局と都道府県の保健衛生部局が連携し、保育所等における濃厚接触者の特定等を行わないこととされた自治体においては、実施しないこととなります。濃厚接触者の特定が行われない場合であっても、感染者と接触のあった子どもについては、感染した場合に重症化リスクの高い方との接触を控える等の対策をとっていただくよう呼びかけをお願いします。

(略)

- 一時預かり事業の特例措置を含む保育機能の継続については、別添の各自治体、保育所等の取組例なども参考に進めていただくようお願いします。

→ 別添として事務連絡最終ページに取組例あり(A4判1枚)

(略)

問 3-1 子どもが濃厚接触者に特定された場合どのように対応すべきか。

(略)

- (※2) 令和4年3月濃厚接触者関連事務連絡において、社会機能維持者であるか否かにかかわらず、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、5日目から解除が可能となりますが、乳幼児については抗原定性検査キットを用いることは想定しておらず、7日間の待機となります。

(略)

問 3-2 一般の事業所で感染者が発生した場合、その感染者の濃厚接触者を特定しないことを可能とする取扱いが示されたが、保育所では引き続き濃厚接触者の

特定が必要であるのか。

- オミクロン株については、感染・伝播性やその倍加速度が高い一方、重症化率は低い可能性が示唆されており、こうした特徴を踏まえ、オミクロン株が主流である間の取扱いとして、
 - ・ (略) 高齢者・障害児者施設や医療機関
 - ・ 保育所、(略) 認定こども園、(略)
- を除く事業所(以下「一般事業所」という。)については、当該事業所で感染者が発生したとしても、濃厚接触者の特定を行わない取扱いが可能とされています。
- 一方、保育所等については、利用児童が必ずしもマスクを着用できない場合があるなど通常一般事業所で行われるような基本的な感染症対策が困難である場合もあるとして、地域の感染状況や感染防止対策の内容等を踏まえ、引き続き、濃厚接触者の取扱いについては、問2の取扱いのとおり、都道府県の保健衛生部局と市町村の保育部局が連携の上で、濃厚接触者を特定する方針を決めておき、それに基づき、その範囲の確認を行うこととしてください。

問 4-1 保育士が濃厚接触者に特定されたことなどにより、保育士等が休まざるをえない状況になった場合に、どのような対応が考えられるか。

(略)

- (※2) 令和4年3月濃厚接触者関連事務連絡及び「保育所、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」(令和4年3月16日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)において、外部からの応援職員等の確保が困難な施設に限り、利用児童に必要な保育や教育等が提供されるための緊急的な対応として、濃厚接触者となった保育所等の職員が、下記の要件等を満たす場合に、保育に従事できる取扱いとされています。

(注 全保協事務局 下記以外の要件等については、本ニュース No.21-53 参照)

- ・ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査(当該検査による実施が困難な場合は、抗原定性検査キット)により検査を行い、陰性が確認されていること。

なお、当該検査は、地域の実情に応じて、行政検査として公費負担で行う又は職員の所属する保育所において実施し、検査費用についても、当該保育所が負担することが考えられますが、原則として行政検査として実施することが望ましいことから、都道府県等の保健衛生部局に積極的に働きかけることを検討してください。

問 4-2 毎日検査により保育士等が出勤できる取扱いについて、当該保育士等が従事する保育所で濃厚接触者に特定された場合に限るのか。家庭内で感染した保育士等であれば、この仕組みは適用できないこととなるのか。

- 毎日検査を行うことなどの一定の要件下で、濃厚接触者となった保育所等の職員が保育の提供等のため従事可能とする取扱いは、保育所等が休園することとなった場合に子どもの育児のために保護者が就労できない等開園できない場合に社会経済活動に大きな影響が生じる得ることに鑑み、外部からの応援職員等の確保が困難な施設に限り、利用児童に必要な保育や教育等が提供されるための緊急的な対応として、特例的に取り扱うものです。
- したがって、当該職員が家庭内感染のために濃厚接触者に特定された場合でも適用可能ですが、保育の継続のため、当該職員の出勤が不可欠である場合に限り運用するなど、問 4-1 の※2 に記載のある事務連絡の取扱いを十分に確認の上で活用いただくようお願いします。
- 特に、当該保育所に医療的ケア児や基礎疾患を有する児童が登園している場合には、問 4-1 で示す代替職員の確保方策を最大限活用するなど、この特例の適用には慎重な対応をお願いします。

問 11 問 4-1 にある「仕事を休んで家にいる保護者」には、テレワークで在宅勤務をしている者は含むのか。

- テレワークで在宅勤務をしている場合は仕事を休んで家にいるものではないため、上記の定義に必ずしも該当するものではありません。いずれにしても、御家庭の状況、子どもの年齢や職務の内容等を十分に勘案した上で、市区町村において適切に御判断ください。

問 27 令和 4 年 3 月 21 日をもって、まん延防止等重点措置が全国で終了したが、オミクロン株の特徴を踏まえた各種感染防止対策はいつまで行えばよいか。

- オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策として、問 20 以降でその取扱いをお示ししていますが、当該取扱いは、オミクロン株が感染・伝播性やその倍加速度が高いことを踏まえたものであり、オミクロン株が主流である間については、取組を継続していただくようお願いします。

(略)